

# 佐渡市立両津中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### 《基本理念》

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。よって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講じる。

### 《いじめの定義》

いじめとは、「生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

「いじめ防止対策推進法」第2条による

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 《学校及び職員の責務》

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止基本方針の策定

以下の内容等を踏まえて、学校の実情に応じたいじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。

### （1）学校基本方針を定める意義

- ア 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となる。
- イ いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ウ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

## (2) 学校基本方針の内容

- ア いじめの防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。
- イ いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ 校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。
- エ いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して的確に機能しているかを、いじめ等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すという、PDCAサイクルを盛り込む。

## (3) 学校基本方針の策定上の留意事項

- ア 策定に当たっては、全保護者に両津中学校「いじめ防止基本方針」（案）を配付し、意見を求めて、生徒の意見も参考に制定し、PTA総会時に報告をする。
- イ 全校生徒に両津中学校「いじめ防止基本方針」（案）を配付し、意見を求めて、保護者の意見も参考に制定し、生徒総会時に報告をする。
- ウ 策定した学校基本方針は、生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなど、工夫を行い周知を図る。

## 3 学校におけるいじめの防止対策等のための組織

学校基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップの下、いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を有する「いじめ対策委員会」を設置する。

### (1) いじめ対策委員会の設置

|                                                                                                               |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>&lt;いじめ対策委員会①&gt;</b>                                                                                      |  |
| <b>&lt;構成員&gt;</b> ◎生徒指導主事、校長、教頭、養護教諭、学年主任、<br>SC、心の教育相談員、対象生徒の学級担任<br>必要に応じて関係機関職員（児童相談所・子ども若者相談センター・社会教育課等） |  |
| <b>&lt;活動&gt;</b> ア アンケート調査及び教育相談に関すること<br>イ いじめ不登校事案発生時の対応                                                   |  |
| <b>&lt;開催&gt;</b> 毎月1回を定例会とする。ただし、いじめ事案発生時はその都度開催する。                                                          |  |
| <b>&lt;いじめ対策委員会②&gt;</b>                                                                                      |  |
| <b>&lt;構成員&gt;</b> ◎生徒指導主事、校長、教頭、養護教諭、学年主任、<br>対象生徒の学級担任、PTA会長・副会長3名                                          |  |
| <b>&lt;活動&gt;</b> ア いじめ不登校問題に対する生徒・保護者・地域住民の理解を深めること<br>イ いじめ不登校事案発生時対応の協力要請                                  |  |
| <b>&lt;開催&gt;</b> 年1回を定例会とする。ただし、重大ないじめ事案発生時はその都度開催する。                                                        |  |

### (2) いじめ対策委員会の想定される役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ 生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し、記録し、共有する。
- エ いじめの疑いに関する情報があつたときには、学校が組織的に対応するための中核となる。

### (3) いじめ対策委員会の運営上の留意事項

- ア いじめ対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめへの対処に関する判断は、同委員会が中核となって組織的に行う。
- イ いじめ対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証と改善を行う。具体的には、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を行う。
- ウ いじめ対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、生徒や保護者等からの訴えを、抱え込まずに全て同委員会に報告・相談する。

## 4 学校におけるいじめの防止等に関する措置

国の基本方針の別添2などを参考とし、以下により、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

### (1) いじめの防止

- いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けた指導は、全ての生徒を対象に行う。
- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実する。
- イ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、「いじめ見逃しゼロスクール集会」や「あいさつ運動」等のいじめを防止するための生徒の主体的な活動を支援するなどして、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ウ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供する。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土をつくる。
- エ 他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、生徒の社会性を育成する。
- オ 教職員が自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、学校全体で言語環境の整備に努める。

### (2) いじめの早期発見

- ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多い。そこで、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって的確に関わり、積極的な認知に努める。
- イ いじめを早期に発見するために、在籍する全校生徒に対する「学校生活アンケート」を毎学期行うと共に、「心の健康チェック」を毎月（8月・3月を除く）実施する。また、その集計結果を全職員で共有し、きめ細やかにいじめの予兆を捉える。アンケートの結果に応じて、即時「教育相談」を行う。
- ウ 各学期に1回、全校生徒を対象とする「教育相談」を実施する。
- エ 「スクールカウンセラー」の活用を促すために、相談体制・相談環境を整備する。

オ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して生徒の見守りを継続する。

カ 生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、学校及び教育委員会のいじめ相談の窓口を明確にし周知を図る。

キ 保護者が、その保護する生徒の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

### (3) いじめへの対応

ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を見た場合は、その場ですぐに止めさせる。複数の職員で当事者及び傍観していた生徒から状況の確認を行う。発見者（事情を確認した職員）は、内容を問わず当該学年主任に報告する。

イ いじめと疑われる行為を発見し、または訴えを受けた場合には、その当日中に生徒指導主事・管理職に報告する。管理職は、第1回いじめ対策委員会を召集して、いじめの疑いの有無を判断し、対応を検討する。

ウ 管理職は、その日のうちに、市教委へ事実を報告し、対応について指導を受ける。

エ いじめ被害が疑われる生徒や関係生徒（加害が疑われる生徒を除く）から聞き取りを行い、必ず守り抜くことを伝え、安心できる環境を整える。聞き取りを行った当日中に家庭訪問または保護者連絡を行い、聞き取った内容や今後の方針を伝えるとともに、保護者の意向や要望を聞く。

オ 職員朝会や校務支援システム等により、全教職員への周知を行い、全職員がいじめ被害が疑われる生徒と関係生徒を見守る意識を共有する。

カ 複数の職員で加害が疑われる生徒への聞き取りを行う。中立の立場で聞き取りに徹し、具体的な事実や加害行為に至った背景や心情（原因や動機）を十分に聞き取る。聞き取りを行った当日中に保護者に来校してもらい、聞き取った内容と今後の方針を伝えるとともに、家庭での対応について相談し助言を行う。

キ カと同時に複数の職員で関係生徒（傍観していた生徒等）からの聞き取りを行う。いじめ被害が疑われる生徒を救う立場として、具体的な事実を聞く。

ク 管理職は、第2回いじめ対策委員会を招集し、いじめ認知の判断を行うとともに、いじめ加害が疑われる生徒への指導方針、その保護者への連絡方法や被害が疑われる生徒の支援方針などを具体的に検討する。いじめ被害が疑われる生徒に対しては、重大事態の疑いの有無を検討するとともに、支援方針の再検討を行う。

ケ 管理職は、第2回いじめ対策委員会開催日の翌日17時までに「いじめ認知報告書」を提出する。市教委の指示により、正式な「事故報告書」を提出する。

コ 被害生徒が安心して学校生活を送るために、本人の意思を尊重し、保護者と連携を図りながら、一定期間、加害生徒を別室等において学習させる等、学校として必要な措置を取る。

### (4) いじめの解消判断

解消条件① 3か月以上いじめが止んでいること

② 被害生徒が「心身の苦痛を感じていない」こと

ア 被害生徒や被害生徒保護者から面談等で確認し、いじめ対策委員会で解消を判断する。

イ いじめが継続していた場合、加害生徒にいじめを止めさせ、その日から3か月を目安に、同様に解消を判断する。

ウ いじめ解消の確認後、管理職は「いじめ解消確認報告書」を市教委に提出する。

#### (4) 関係機関との連携

- ア いじめの防止等のための対策を適切に行うため、「学校警察等連絡協議会」や「青少年健全育成協議会」等との連携を推進する。
- イ 必要に応じて、市教委の指導の下、佐渡警察署と連携して対応する。

#### (5) 情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処

インターネットによるいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを、生徒に身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要がある。生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発活動等を行う。

インターネット上への不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、学校は直ちに所轄の警察署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

生徒及び保護者が、「発信される情報の高度な流通性」「発信者の匿名性」「その他インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的に対応ができるよう、必要な啓発活動を行う。

- ・ 新入生入学説明会、PTA総会での説明。
- ・ 情報モラルやSNSについて生徒に対して指導を行うと共に、外部講師を招き、生徒及び保護者に対して「ネットトラブル防止教室」を開催する。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味

- ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合等

いずれも、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ウ その他

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (2) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間に渡って学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教委と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

平成 26 年 3 月 7 日策定

平成 26 年 11 月 28 日改訂

平成 29 年 6 月 20 日改訂

平成 30 年 4 月 3 日改訂

令和 3 年 5 月 20 日改訂

令和 7 年 5 月 2 日改訂